

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書

連 結 年	結 業 度	・ ・	法人名
-------------	-------------	--------	-----

別表三の二  
平十九・四・一以後終了連結事業年度分

当 期 連 結 留 保 金 額 の 計 算	連結留保所得金額 (別表四の二「46の②」)	1	円	所 得 基 準 額 の 計 算	連結所得金額仮計 (別表四の二「41の①」)	17	円	
	連結法人間配当等の 当期支払額の合計額 (別表三の二付表「2」の合計額)	2			分割前事業年度等の欠損金の損 金算入額 (別表四の二「8の①」)	18		
	連結法人間配当等の 当期受取額の合計額 (別表三の二付表「3」の合計額)	3			受取配当等の益金不算入額 (別表八の二「12」から連結法人間配当 等の額に係る金額を除いた金額)	19		
	前期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表「4」の合計額)	4			法人税額の還付金等(過誤納及び中 間納付額に係る還付金を除く。) (別表四の二「23の①」及び「26の①」)	20		
	当期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表「5」の合計額)	5			新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探 鉱費の特別控除額 (別表三の二付表「28」の合計額)	21		
	連結法人税額 (別表一の二(一)「4」+「5」+「7」 +「10の外書」-「11」-「43」)	6			沖縄の認定法人の連結所得の特 別控除額 (別表三の二付表「29」の合計額)	22		
	各連結法人の住民税額の合計額 (別表三の二付表「12」の合計額)	7			収用等の場合等の連結所得の特 別控除額(別表十の二「18」、「31」、 「34」及び「37」又は「44」)	23		
	当期連結留保金額 (1)+(2)-(3)+(4)-(5)-(6)-(7)	8			肉用牛の売却に係る連結所得の 特別控除額 (別表三の二付表「31」の合計額)	24		
	連結親法人の期末資本金の 額又は出資金の額	9			特定子会社の子会社株式等の譲 渡利益相当額の損金算入額 (別表三の二付表「32」の合計額)	25		
	同上の25%相当額	10			課税済留保金額の損金算入額 (別表三の二付表「33」の合計額)	26		
	期首連結利益積立金額 (別表五の二(一)「20の①」)又は (別表五の二(一)「20の①」)-(4)	11			課税対象留保金額の益金算入額 (別表三の二付表「34」の合計額)	27		
	期中 増減	適格合併等により増加 した連結利益積立金額	12			連結所得等の金額 (17)+(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+(23)+ (24)+(25)+(26)-(27)	28	
		適格分割型分割等により 減少した連結利益積立金額	13			所得基準額 (28)×(40%又は50%)	29	
	計 算	期末連結利益積立金額 (11)+(12)-(13)	14			自己資本基準額の計算	30	
		積立金基準額 (10)-(14)	15			前期末の総資産の額の合計額 (別表三の二付表「40」の合計額)	31	
	定 額 基 準 額	2,000万円× $\frac{1}{12}$	16			前期末の自己資本の額の合計額 (別表三の二付表「41」の合計額)	32	円
自己資本基準額 (30)-(31)× $\frac{3}{7}$ -(31)				32				
				連結留保控除額 (15)、(16)、(29)と(32)のうち多い金額)	33			
				課税連結留保金額 (8)-(33)	34	000		

連結留保金額に対する税額の計算

課税連結留保金額		税		額	
年3,000万円相当額以下の金額 (34)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$ )のいずれか 少ない金額)	35	円	(35)の10%相当額	39	円
年3,000万円相当額を超え年1億円相当 額以下の金額((34)-(35)又は(1億円 × $\frac{1}{12}$ -(35))のいずれか少ない金額)	36	000	(36)の15%相当額	40	
年1億円相当額を超える金額 (34)-(35)-(36)	37	000	(37)の20%相当額	41	
計(34) (35)+(36)+(37)	38	000	計 (39)+(40)+(41)	42	

## 別表三の二の記載の仕方

- この明細書は、法第67条第1項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社に該当する連結親法人が法第81条の13（連結特定同族会社の特別税率）の規定の適用を受ける場合又は平成19年改正前の法（以下「旧法」といいます。）第67条第1項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社である連結親法人が旧法第81条の13（連結特定同族会社の特別税率）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 令第9条の2第1項第2号の2（連結利益積立金額）に掲げる金額が生じた場合には、当該金額を「連結留保所得金額（別表四の二「46の②」）1」の欄の上欄に内書として記載します。この場合には、  
「 $\frac{\text{当期連結留保金額}}{(1)+(2)-(3)+(4)-(5)-(6)-(7)}$ 」<sup>8</sup>の欄の記載に当たっては、当該内書として記載した金額を「1」から減算して計算します。
- 「連結法人税額6」の金額がマイナスとなる場合には、0と記載します。
- 「期首連結利益積立金額（別表五の二（一）「20の①」又は（別表五の二（一）「20の①」）-（4）」<sup>11</sup>の欄は、平成18年5月1日以前に開始した連結事業年度にあつては「又は（（別表五の二（一）「20の①」）-（4）」を消し、同日後に開始する連結事業年度にあつては「（別表五の二（一）「20の①」）又は」を消します。
- 「積立金基準額15」の金額がマイナスとなる場合には、0と記載します。  
なお、「期末連結利益積立金額14」の金額がマイナス（△）である場合には、「同上の25%相当額10」の金額とそのマイナスの金額との差額に相当する金額を記載します。
- 「定額基準額2,000万円× $\frac{\quad}{12}$ 」<sup>16</sup>の欄中、「 $\frac{\quad}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。）を記載します。
- 「所得基準額(28)×(40%又は50%)」<sup>29</sup>の欄は、連結親法人（連結事業年度終了の時ににおける資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるものに限りまゝ。）の連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度といます。以下、同じになります。）が平成19年4月1日前に開始した連結事業年度にあつては「40%又は」を消し、その他の連結事業年度にあつては「又は50%」を消します。
- 「前期末の総資産の額の合計額（別表三の二付表「40」の合計額）」<sup>30</sup>から「自己資本基準額」<sup>32</sup>までの各欄は、上記7に「 $(30)-(31) \times \frac{3}{7} - (31)$ 」<sup>32</sup>までの各欄は、上記7に規定する連結親法人事業年度が平成19年4月1日以前に開始した連結事業年度以外の連結事業年度にあつては、記載を要しません。
- 「課税連結留保金額」の「35」及び「36」の各欄中、「 $\frac{\quad}{12}$ 」の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げます。）を記載します。
- 「年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額（（34）-（35）又は（1億円× $\frac{\quad}{12}$ -（35））のいずれか少ない金額）」<sup>36</sup>の金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「課税連結留保金額34」で切り捨てた1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。